

保医発1228第6号
平成21年12月28日

地方厚生（支）局医療指導課長
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」等の
一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）の一部が平成21年厚生労働省告示第507号をもって改正され、平成22年1月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305005号）の一部改正について
- 別添3 「特定保険医療材料の定義について」（平成20年3月5日保医発第0305008号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」
(平成20年3月5日保医発第0305001号)の一部改正について

別添1の第2章第9部J045に次のように加える。

- (10) 新生児一酸化窒素吸入療法については、区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料又は区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料のいずれかの施設基準の届出を行っている保険医療機関において算定できるものであり、原則96時間を限度として算定する。ただし、医学的根拠に基づきこの限度を超えて算定する場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。なお、当該療法を行った場合の点数については、区分番号「J045」人工呼吸の所定点数にかかわらず、区分番号「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔の5のロ（「注2」に規定する加算を含む。）に準じて算定する。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」
(平成平成20年 3 月 5 日保医発第0305005号) の一部改正について

- 1 I の 3 の(67)に次のように加える。

ウ 塞栓用コイル・コイル・特殊型については、所定の研修を終了した医師が実施した場合に限り算定できる。

- 2 別紙の057の(3)中「骨盤側材料・ライナー」を「骨盤側材料・ライナー(I)」に改める。

- 3 別紙の057の(3)の次に次のように加える。

(3-2) 骨盤側材料・ライナー (Ⅱ) 人工股関節 H A - 3 - 2

- 4 別紙の058の(10)の次に次のように加える。

(10-2) 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用材料(Ⅲ) 人工膝関節 K P - 1 0 - 2

(10-3) 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用材料(Ⅳ) 人工膝関節 K P - 1 0 - 3

- 5 別紙の058の(11)中「インサート」を「インサート(I)」に改める。

- 6 別紙の058に次のように加える。

(12) インサート (Ⅱ) 人工膝関節 K I - 1 2

- 7 別紙の133-(3)の(5)を次のとおり改める。

(5)大動脈用ステントグラフト用・血流遮断型 P T A カテ・血流遮断型

- 8 別紙の133-(3)の(5)の次に次のように加える。

(5-2)大動脈用ステントグラフト用・血流非遮断型 P T A カテ・血流非遮断型

「特定保険医療材料の定義について」（平成20年 3 月 5 日保医発第0305008号）
の一部改正について

- 1 別表のⅡの057の(2)中「3 区分」を「4 区分」に、「9 区分」を「10 区分」に改める。
- 2 別表のⅡの057の(3)の③中「骨盤側材料・ライナー」を「骨盤側材料・ライナー（Ⅰ）」に改め、同③に次のように加える。

ウ ④に該当しないこと。
- 3 別表のⅡの057の(3)の⑥のイを次のように改める。

イ ⑧及び⑨に該当しないこと。
- 4 別表のⅡの057の(3)の⑦のイを次のように改める。

イ ⑦及び⑨に該当しないこと。
- 5 別表のⅡの057の(3)の⑧のイを次のように改める。

イ ⑦及び⑧に該当しないこと。
- 6 別表のⅡの057の(3)中⑨を⑩とし、④から⑧までを⑤から⑨までとし、③の次に次のように加える。

④ 骨盤側材料・ライナー（Ⅱ）
次のいずれにも該当すること。
ア 股関節の機能を代替するために骨盤側に使用する臼蓋形成用カップ（再置換用を含む。）と組み合わせて使用し、関節摺動面を確保するものであること。
イ 骨盤側の骨に直接設置するものではないこと。
ウ 摩耗粉を軽減する加工が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。
- 7 別表のⅡの058の(2)中「大腿骨側材料（4 区分）」を「大腿骨側材料（5 区分）」に、「2 区分」を「4 区分」に、「（1 区分）」を「（2 区分）」に、「合計11区分」を「合計15区分」に改める。

8 別表のⅡの058の(3)の⑩に次のように加える。

ウ ⑫に該当しないこと。

9 別表のⅡの058の(3)の⑪に次のように加える。

ウ ⑬に該当しないこと。

10 別表のⅡの058の(3)の⑫を次のように改める。

⑫ インサート（Ⅰ）

次のいずれにも該当すること。

ア 脛骨側材料・全置換用（再置換用を含む。）又は脛骨側材料・片側置換用と組み合わせて、関節摺動面に使用するものであること。

イ ⑮に該当しないこと。

11 別表のⅡの058の(3)の⑫を同⑭とし、同⑪の次に次のように加える。

⑫ 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用（Ⅲ）

次のいずれにも該当すること。

ア 膝蓋骨の機能を代替する材料であること。

イ 固定方法が直接固定であること。

ウ 摩耗粉を軽減する加工が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。

⑬ 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用（Ⅳ）

次のいずれにも該当すること。

ア 膝蓋骨の機能を代替する材料であること。

イ 固定方法が間接固定であること。

ウ 摩耗粉を軽減する加工が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。

12 別表のⅡの058の(3)に次のように加える。

⑮ インサート（Ⅱ）

次のいずれにも該当すること。

ア 脛骨側材料・全置換用（再置換用を含む。）又は脛骨側材料・片側置換用と組み合わせて、関節摺動面に使用するものであること。

イ 摩耗粉を軽減する加工が施されているものであって、その趣旨が薬事法承認事項又は認証事項に明記されていること。

13 別表のⅡの133の(1)中「P T Aバルーンカテーテル (6 区分)」を「P T Aバルーンカテーテル (7 区分)」に、「34区分」を「35区分」に改める。

14 別表のⅡの133の(4)の②中「胸部大動脈用ステントグラフト用 (1 区分)」を「大動脈用ステントグラフト用 (2 区分)」に、「6 区分」を「7 区分」に改める。

15 別表のⅡの133の(4)の③中「ウ及びエ」を「ウ、エ、オ及びカ」に改める。

16 別表のⅡの133の(4)の③のオを次のように改める。

オ 大動脈用ステントグラフト用

i 血流遮断型 (胸部及び腹部用)

次のいずれにも該当すること。

a 胸部大動脈用及び腹部大動脈用ステントグラフトを留置する際の、後拡張を目的に使用するバルーンカテーテルであること。

b ステントグラフトの全ての部位に適用が可能な構造を有するものであること。

c ii に該当しないこと。

ii 血流非遮断型 (胸部用)

次のいずれにも該当すること。

a 胸部大動脈用ステントグラフトを留置する際の、後拡張を目的に使用するバルーンカテーテルであること。

b バルーンを拡張した際に、血流を完全には遮断させない構造を有するものであること。

17 別表のⅡの133の(12)の②中「4 区分」を「5 区分」とし、「合計 5 区分」を「合計 6 区分」に改める。

18 別表のⅡの133の(12)の③中「イからエ」を「イからオ」に改め、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ コイル・特殊型

次のいずれにも該当すること。

i 動脈瘤等の塞栓促進を目的としてコイル表面に加工がなされているものであること。

ii 加工素材が生体内で分解されず、塞栓促進効果を有するものであること。